

／どうぎんで／

つみたてNISA

はじめませんか？

2018年1月よりスタート!!

つみたてNISA 5つのポイント

Point
1

OVER

日本に住む
20歳以上
(各年1月1日現在)が対象

Point
2

株式投資信託等の
譲渡所得・配当所得が
非課税

Point
3

毎年40万円の
非課税枠

Point
4

最長20年間の
非課税投資期間

Point
5

非課税枠の総額は
最大**800万円**

つみたてNISAとNISAは同一年での併用はできません。
ご自身のライフプランに合った制度を選択しましょう!!

	NISA	つみたてNISA
加入資格	20歳以上	20歳以上
投資額(積立額)の上限	年間120万円(5年間分で最大600万円)	年間40万(20年間分で最大800万円)
税制優遇	拠出時	—
	運用時	○
	換金時	○
払出制限	特に制限なし	特に制限なし
運用商品	上場株式・投資信託等	長期積立・分散投資に適した 一定の投資信託

どうぎんのつみたてNISA商品ラインナップ



つみたて日本株式
(TOPIX)

つみたて先進国株式

つみたて新興国株式

つみたて8資産均等バランス

(つみたてNISA専用)
ひふみプラス

(つみたてNISA専用)
コモンス30ファンド



投資信託についての留意事項

●投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は値動きのある有価証券(株式・債券・リート等)等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。●投資信託は組入れ資産の価格の下落(株式・債券等の価格の悪化等)の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。●外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。●北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。●投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。●「投資信託説明書(交付目論見書)」は北海道銀行の本・支店窓口でお渡しいたします。●お申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.78%(消費税込) ●ご換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限1.2% ●投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用○信託報酬・・・上限2.16%(消費税込) ○その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。(その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。)

【ご注意】

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行でお取扱している投資信託が徴収する夫々の費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、お申込の際は事前によく、目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

NISAについてのご注意事項

●北海道銀行でのNISA口座対象商品は公募投資信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●NISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関で重複して申し込むことはできません。●2015年以降は、一定の手続きのもとで金融機関の変更が可能となりましたが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)*で、すでに公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。※非課税管理勘定とは、金融機関において他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内に設けられている勘定のことです。●万一重複して申し込まれた場合には、どちらの金融機関で開設を希望されるかを確認させていただくことになりますので、口座開設が大幅に遅れる可能性もあります。●NISA口座は原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。●NISA口座の開設にはマイナンバーの申告が必須です。また住所変更時には変更届を提出する必要があります。●1年間の非課税投資額の上限は120万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することができません。●NISA口座の非課税期間(最長5年)が満了した場合、保有する投資信託を次の非課税期間に移す、または課税口座に移すことができますが、その投資信託の取得価額は移す日の時価になります。●分配金受取型の投資信託で元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。

つみたてNISAについてのご注意事項

●北海道銀行でのつみたてNISA対象商品は、一定の要件を満たした投資信託(つみたてNISA専用ファンド)です。●つみたてNISAで発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●つみたてNISAと一般NISAは選択制で併用はできません。●NISA口座内に累積投資勘定(つみたてNISA勘定)*を設定し、道銀積立投資信託ファンド・ミニ(口座振替により毎月一定額を購入する方法)により買付します。※「累積投資勘定」とは金融機関において他の課税対象となる口座と区別するためNISA口座内において設ける勘定のこと。●1年間の非課税投資額の上限枠は40万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することはできません。●非課税期間は最長20年(20年目の年末迄)で勘定設定期間は(買付可能期間)は平成49年12月末迄です。●累積投資勘定を定めた日から10年後とそこからさらに5年毎に氏名および住所を確認させていただきます。また確認期間(基準経過日から1年を経過するまでの日)に確認ができなかった場合、投資信託の受け入れができなくなる場合があります。●つみたてNISAは一般NISAと異なりロールオーバーができません。●つみたてNISAに係る積立契約により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則とし年1回通知します。●一般NISAとつみたてNISAを選択後お取引された場合、翌年まで区分変更できませんのでご注意ください。●再投資型の投信をお持ちで、区分変更された場合、変更した非課税口座ではなく、一般口座、特定口座で再投資が行われるのでご注意ください。

●本資料は、2017年12月時点における法令等に基づき作成しており、今後変更となる場合があります。

お問い合わせは、窓口または北海道銀行資産運用コールセンターまで

 **0120-950-060** (*2を選択してください) 営業時間 平日9:00~17:00

ホームページ <http://www.hokkaidobank.co.jp/>